

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
行 政局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定…（循環型社会推進課）	32
○土地改良区の定款の変更の認可…（農業施設管理課）	32
○道営土地改良事業計画の決定…（農業施設管理課）	32
○道営土地改良事業変更計画の決定…（農業施設管理課）	33
○土地改良法による道営換地処分…（農業施設管理課）	33
○土地改良法による国営換地処分…（農業施設管理課）	33
○知事権限に係る保安林の指定の予定…（治山課）	33
○知事権限に係る保安林の指定…（治山課）	33
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…（治山課）	33

道企業局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…	34
--------------------	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示…	34
○特定調達契約に係る入札の公告…	35

告 示

北海道告示第83号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域として指定する。

令和7年2月18日

北海道知事 鈴木直道

- 指 定 番 号 第437号
- 指 定 の 区 域 白老郡白老町字竹浦426番1、427番1、427番4、427番6、427番7、427番8（指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。）
- 埋 立 地 の 区 分 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号

（「指定区域を明示した平面図」は、省略し、その図面を北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課及び胆振総合振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第84号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和7年2月5日、日高門別土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年2月18日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第85号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、令和7年2月19日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年2月18日

北海道知事 鈴木直道

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
軽 舞 第 2	農業用排水施設	北海道胆振総合振興局のウェブサイト
稀 府	農業用排水施設、農業用道路、区画整理	同
熱 田	農業用道路	北海道渡島総合振興局のウェブサイト
濁 川	農用地保全施設	同
北 斗 中 央	区画整理	同
田 代	農業用排水施設	北海道留萌振興局のウェブサイト
西古丹別揚水機場	同	同
上 美 生 第 3	農業用排水施設、区画整理	北海道十勝総合振興局のウェブサイト
中 里 美 川	農業用排水施設、農業用道路、区画整理	同
二 宮 西	区画整理	同
端野川向協第2	農業用排水施設、区画整理	北海道オホーツク総合振興局のウェブサイト
常呂第2福山	同	同
訓子府中部	同	同
東 藻 琴 北	同	同

北海道告示第86号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、令和7年2月19日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年2月18日

北海道知事 鈴木直道

地区名	事業の種類	縦覧場所
女満別本郷2	農業用排水施設、区画整理	北海道オホーツク総合振興局のウェブサイト
常呂第2岐阜	同	同
常呂第3土佐	同	同
津別1	区画整理	同
蘇牛4号線	農業用道路	北海道釧路総合振興局のウェブサイト

北海道告示第87号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、上ノ国町天の川地区の換地処分をした。

令和7年2月18日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第88号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、愛別町愛別地区愛別川換地区の換地処分をした。

令和7年2月18日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第89号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和7年2月18日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林子定森林の所在場所 松前郡福島町字塩釜31（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び福島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第90号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和7年2月18日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林の所在場所 函館市川汲町2085（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第91号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和7年2月18日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件の変更に係る保 上川郡清水町（次の図に示す部分に限る。）
安林の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び清水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

道 企 業 局 告 示

北海道企業局告示第1号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和7年2月18日

北海道公営企業管理者 天 沼 宇 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
北海道企業局指定庁舎等で使用する電力（高圧電力）
- (1) 高圧電力Ⅰ型（一般）
- | | |
|--------------------------|------------|
| ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） | 87kW |
| イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） | 221,000kWh |
- (2) 高圧電力Ⅰ型（時間帯別）
- | | |
|------------------------------|-----------|
| ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） | 24kW |
| イ 電力量料金（昼間）（使用電力量1kWh当たりの単価） | 41,400kWh |
| ウ 電力量料金（夜間）（使用電力量1kWh当たりの単価） | 47,300kWh |
- (3) 高圧電力Ⅲ型（時間帯別）
- | | |
|------------------------------|------------|
| ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） | 169kW |
| イ 基本料金（予備線）（契約電力1kW当たりの単価） | 169kW |
| ウ 電力量料金（昼間）（使用電力量1kWh当たりの単価） | 535,100kWh |
| エ 電力量料金（夜間）（使用電力量1kWh当たりの単価） | 610,500kWh |
- 2 落札を決定した日

令和7年1月30日

- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 北海道電力株式会社
- (2) 住 所 札幌市中央区大通東1丁目2番地
- 4 落札金額
- (1) 高圧電力Ⅰ型（一般）
- | | |
|-----------------------|-----------|
| ア 基本料金（87×12=1,044kw） | 1,084.70円 |
| イ 電力量料金 | 23.05円 |
- (2) 高圧電力Ⅰ型（時間帯別）
- | | |
|---------------------|-----------|
| ア 基本料金（24×12=288kw） | 1,321.95円 |
| イ 電力量料金（昼間） | 25.75円 |
| ウ 電力量料金（夜間） | 19.75円 |
- (3) 高圧電力Ⅲ型（時間帯別）
- | | |
|-----------------------------|-----------|
| ア 基本料金（169×12=2,028kw） | 3,236.60円 |
| イ 基本料金（予備線）（169×12=2,028kw） | 96.80円 |
| ウ 電力量料金（昼間） | 20.97円 |
| エ 電力量料金（夜間） | 19.75円 |
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和6年12月13日付け北海道企業局告示第22号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道企業局総務課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁空知教育局告示第11号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和7年2月18日

北海道教育庁空知教育局長 金 田 敦 史

- 1 資格及び調達をする物品等の種類

令和6年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契約 令和7年2月18日に一般競争入札の公告を行う空知管内道立学校で使用する電力の需給契約（高圧）
- (2) 資格 電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 物品等の種類 電力

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧（6,000ボルト以上）電力で、1件の契約電力が50kW以上の電力契約実績があること。
- (3) 資格審査の申請をする日の直前2年間に、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2の(3)による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和7年2月18日（火）から同年3月11日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日は正午）までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁空知教育局のホームページ（<https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/stk/index.html>）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目
- (3) 電話番号 0126-20-0142

北海道教育庁空知教育局告示第12号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和7年2月18日

北海道教育庁空知教育局長 金田 敦史

1 入札に付する事項

- (1) 契約名 空知管内道立学校で使用する電力需給契約（高圧）
- (2) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量
空知管内道立学校で使用する電力（高圧）
ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 21校23箇所 合計1,588kW
イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 21校23箇所 合計4,049,060kWh
- (3) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (4) 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (5) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和7年北海道教育庁空知教育局告示第11号に規定する電力の需給契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 岩見沢市8条西5丁目 空知合同庁舎5階第2会議室（送付による場合は、郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 令和7年3月17日（月）午前10時（送付による場合は、同月14日（金）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和7年1月31日付け北海道教育庁空知教育局告示第7号

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 3に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁空知教育局のホームページ (<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/stk/index.html>) においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。(落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。)

全ての入札金額(銭単位の単価)が北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格(単価)の制限の範囲内である入札(有効な入札に限る。)をした者のうち、入札書に記載の入札総価額(各入札金額(銭単位の単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た金額の合計金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。))が最低であるものを落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた金額(銭単位の単価)とすること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

イ 所 在 地 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目

ウ 電 話 番 号 0126-20-0142

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Sorachi Prefectural School

a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,588 kW

b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 4,049,060 kWh

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., March 17, 2025

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 14, 2025)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Sorachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa, Hokkaido 068-8550 Japan

Phone : 0126-20-0142